

第 1 章

環境配慮の考え方

1 環境配慮の必要性

環境は、人類の存続の基盤です。環境を健全に維持・創造していくことは、現代の私たちが果たすべき責任であるとともに、将来世代に対する責任でもあります。

環境への負荷が環境の復元能力を超えて、環境へ重大なあるいは取り返しのつかない影響を及ぼすことがないように、私たちの行動に先見性を持って環境配慮を織り込んで行く必要があります。

県の環境基本計画では、「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」を基本理念とし、県・事業者・県民等の各主体が相互に協力し合うことで、環境への負荷の少ない「持続的発展が可能な環境にやさしい社会」を築きあげることとしています。

循環型社会の形成や地球環境問題への対応をはじめとした今日の環境問題を解決し、環境にやさしい社会を実現していくためには、県・事業者・県民等の各主体の行動が、環境への負荷が少ないものとなるよう、環境への配慮を推進していく必要があります。

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における事業者、消費者としても大きな位置を占めています。

県が事業者として実施する公共事業は、規模が大きく環境への影響も大きいことから、事業の計画段階から環境への配慮について検討を行い、環境と調和した工事等を実施する必要があります。

2 広島県環境配慮推進要綱について

県の公共事業における率直的な環境配慮の取組みを推進するため、計画段階から環境配慮を行う仕組みを規定した「広島県環境配慮推進要綱」を平成15年3月に制定し、同年4月から施行しました。(図1【広島県の環境配慮の推進体制】参照)

要綱では、道路、街路や建築物の整備など13種類の事業を対象に環境配慮を行うこととしており、大規模事業及び中規模事業については、自ら環境配慮チェック表を作成します。

更に大規模事業については、庁内調整システムでその内容を協議し、環境配慮の状況を点検することとしています。(図2【県公共事業における率直行動の運用フロー】表1【要綱における公共事業】参照)

図1 【 広島県の環境配慮の推進体制 】

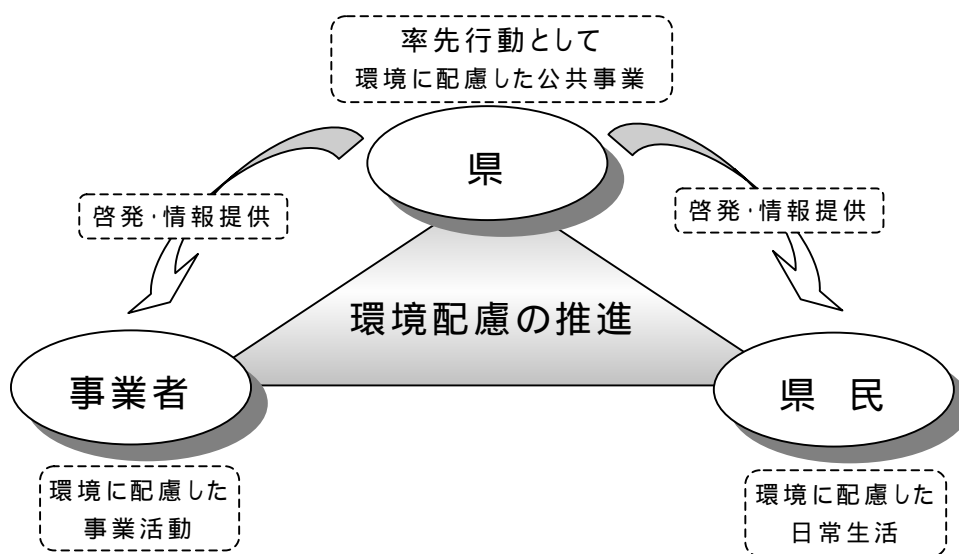


図2 【 県公共事業における率先行動の運用フロー 】

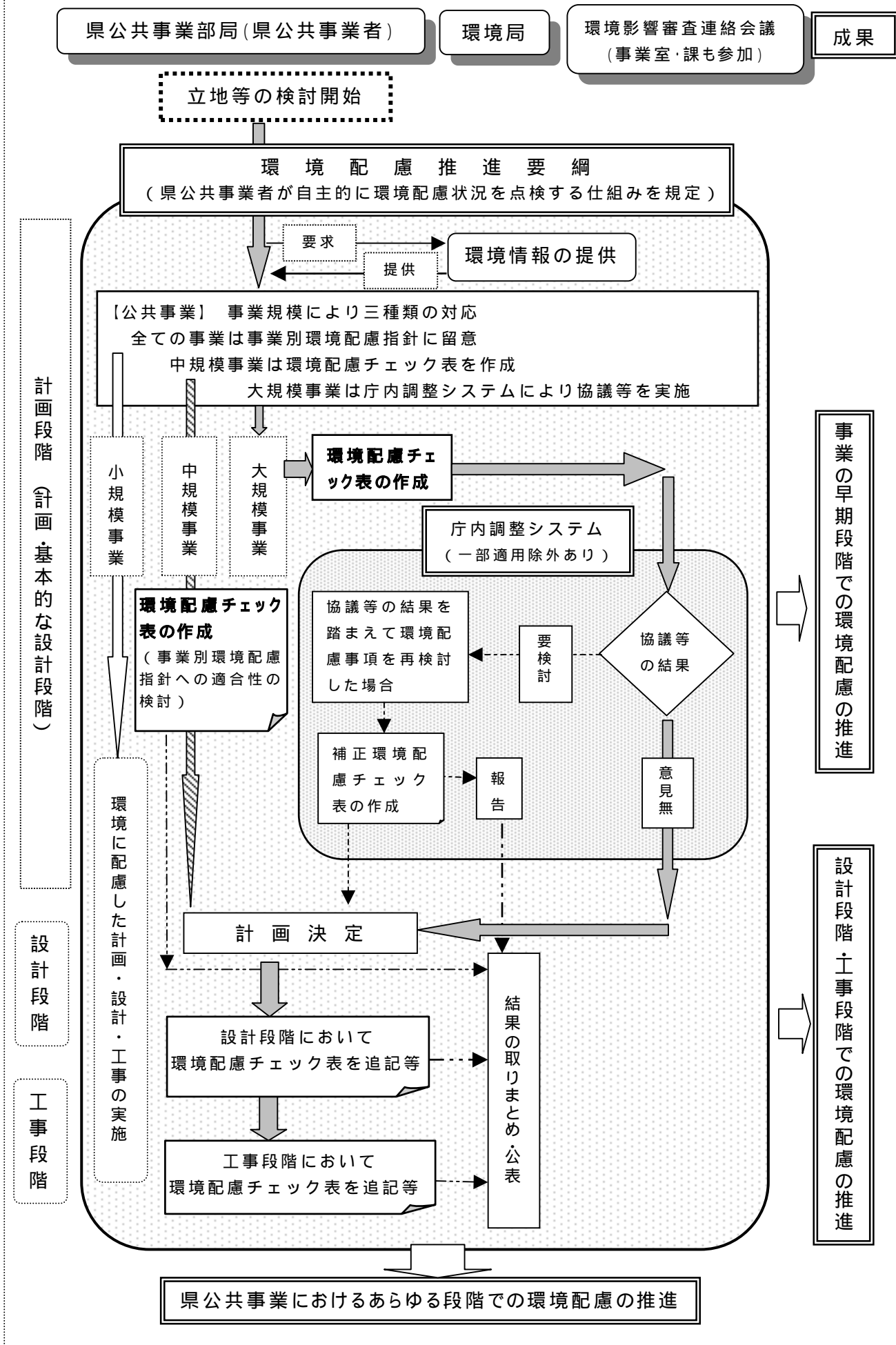


表1 【 要綱における公共事業 】

番号	事業の種類	公共事業 (下記の施設等の新增設)	大規模事業 (左欄の事業で、新增設により増加する規模等が下記のもの)	中規模事業 (第3欄の事業で、新增設により増加する規模が下記のもので、第4欄の規模等に該当しないもの)
1	道路、街路の整備	国道(県事業) 県道、主要地方道 臨港道路 農道 林道	・ 4車線以上で延長1km以上 ・ 2車線以上で延長5km以上	2車線以上で延長1km以上
2	鉄道・軌道の整備	鉄道 軌道	・ 新設 ・ 改良(1km以上の延長)	改良(200m以上の延長)
3	飛行場の整備	飛行場	・ 新設 ・ 変更(滑走路200m以上の延長)	変更(滑走路100m以上の延長)
4	公有水面の埋立・干拓、 港湾・漁港・海岸の整備	埋立・干拓	埋立・干拓面積 3ha以上	埋立・干拓面積 0.5ha以上
		港湾・漁港施設	施行区域面積 3ha以上	施行区域面積 0.5ha以上
		海岸保全施設	海岸延長 5km以上	海岸延長 1km以上
5	河川の改修等	河川の整備・改修	延長距離 5km以上	延長距離 1km以上
		ダム	湛水面積 10ha以上	湛水面積 2ha以上
		堰	湛水面積 10ha以上	湛水面積 2ha以上
		放水路	改变面積 10ha以上	改变面積 2ha以上
6	砂防、治山	砂防ダム	堆砂区域面積 3ha以上	堆砂区域面積 0.6ha以上
		治山ダム	堰堤高さ 15m以上	堰堤高さ 10m以上
		急傾斜地崩壊対策 工事、地すべり対策 工事、雪崩対策工事	改变面積 10ha以上	改变面積 2ha以上
7	農業・農村の 整備	ほ場	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 2ha以上
		溜池	湛水面積 10ha以上	湛水面積 2ha以上
		用排水路	延長距離 5km以上	延長距離 1km以上
8	用地・団地の 造成	工業団地 流通団地 住宅団地	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 2ha以上
9	公園の整備	公園	改变面積 5ha以上	改变面積 1ha以上
10	下水道の整備	流域下水道終末処理場	計画処理人口 5万人以上	_____
11	廃棄物処理施設 の整備	廃棄物焼却施設	焼却能力 2t/時以上	焼却能力 0.5t/時以上
		廃棄物最終処分場	埋立面積 2ha以上	埋立面積 0.5ha以上
12	水道の整備	上水・工水関係施設 (管路を除く)	施行区域面積 5ha以上	施行区域面積 1ha以上
13	建築物の整備	建築物	延床面積合計 1万㎡以上のもの	延床面積合計 2千㎡以上のもの
14	上記の13種類の事業で、事業部局が、自主的に環境影響評価を行うことを計画し、環境影響評価の手法等について環境局に指導・協議等を求める事業			_____

(備考) 事業規模等は、原則として、概略設計等を行い許認可等を得る工区毎の規模とする。

3 要綱における環境配慮の体系

要綱では、広島県環境基本計画における3つの施策目標【循環】【地球】【共生】に基づき、道路、河川など各々の事業について、事業別環境配慮指針を定めています。（図3【広島県環境基本計画の施策目標】参照）

事業別環境配慮指針では、「大気環境・水環境の保全」などの7つの環境配慮事項を定めました。

更に環境配慮事項毎に個別配慮事項を定めており、これに留意しながら環境配慮を検討することとしています。（図4【要綱における環境配慮の体系図】参照）

図3 【 広島県環境基本計画の施策目標 】

施
策
目
標

【循環】環境への負荷が少ない循環型社会広島

環境の復元能力や有限性を認識して、生態系の微妙な均衡を保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、県民の日常生活や事業活動から生じる環境への負荷の低減を図るとともに、資源の効率的利用、水資源、廃棄物などの循環利用を推進し、将来にわたって持続可能な社会システムを構築します。

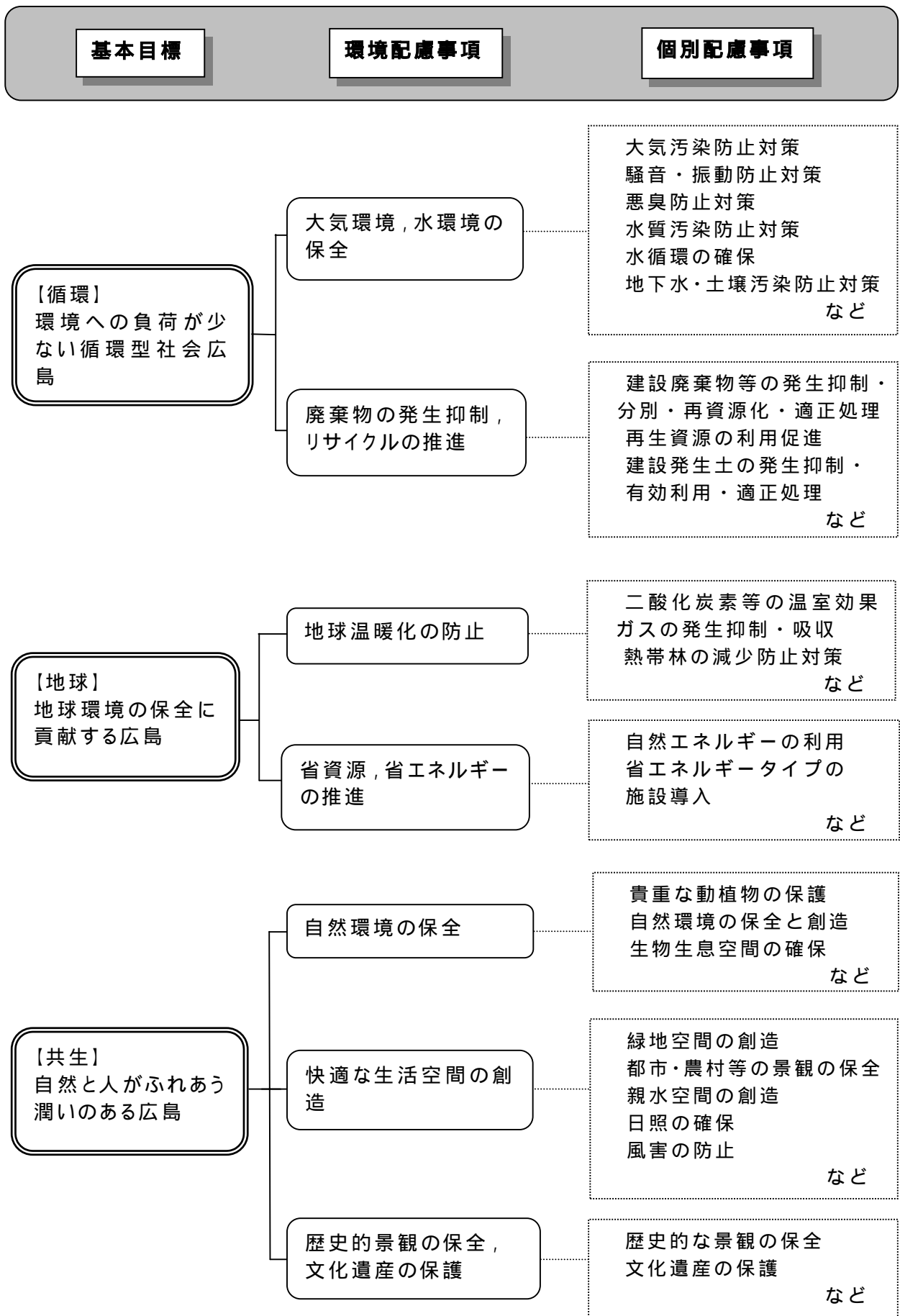
【地球】地球環境の保全に貢献する広島

今日の環境問題の中でも、世界的な規模で進行し、人類共通の課題となっている地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題に的確に対応し、その保全に積極的に貢献するため、足元からの取組を積極的に推進します。

【共生】自然と人がふれあう潤いのある広島

人も生態系を構成している一員であることを認識し、貴重な自然の保護や身近な自然の形成による自然との豊かなふれあいを保ちながら、自然への適切な働きかけや賢明な利用を通して、健全な生態系を維持・回復し、自然と県民の間に豊かな交流を保つなど、自然と県民が共生できる豊かで潤いのある環境を確保します。

図4 【 要綱における環境配慮の体系図 】



4 環境配慮の進め方

事業の実施に当たっては、実行可能な範囲で環境への影響を最小限にする努力が必要です。

事業特性や環境特性がどのような状況にあるかを既存情報調査、現地調査等で把握し、収集した情報をもとに環境配慮事項の検討を行います。

環境配慮を事業計画に反映させ、より環境に配慮された計画にするため、複数案の比較検討や事業計画の見直しが可能な計画段階に環境配慮を行う必要があります。

このため、環境配慮チェック表は計画段階の可能な限り早い時期に作成し、設計段階、工事段階に、適宜、追加記入を行います。(図5【環境配慮の検討を行う段階】参照)

各段階で事業別環境配慮指針に留意し、環境配慮の検討、状況の変化に応じた見直しなどを行い、常に環境への影響について点検しながら事業を進めていく必要があります。(図6【環境配慮の進め方】参照)

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避を最優先します。回避が難しい場合は環境影響の低減を検討し、環境への影響が避けられない場合にのみ、代償措置の検討を行うこととなります。(図7【環境影響の回避・低減・代償の考え方】参照)

工事に当たっては、環境配慮チェック表に記載した環境配慮事項の着実な実施や、環境配慮の追加実施に努めます。

また、事業実施後の環境への影響についても適宜把握し、実施した環境配慮の検証やフォローを行い、よりよい環境配慮の取り組みが進むよう継続的に考えていくことも大切です。

図5 【 環境配慮の検討を行う段階 】

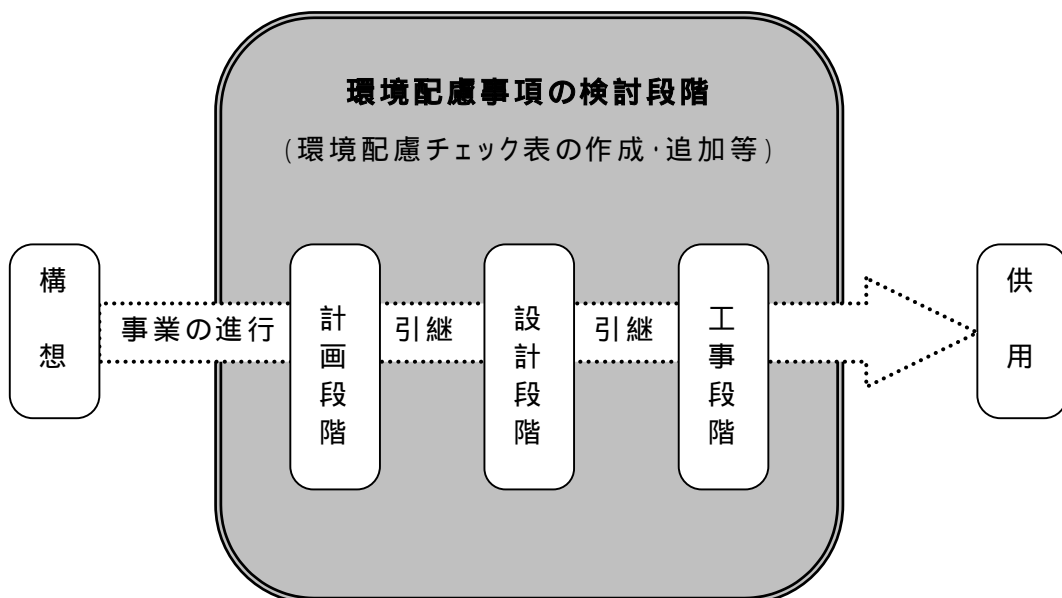


図6 【 環境配慮の進め方 】

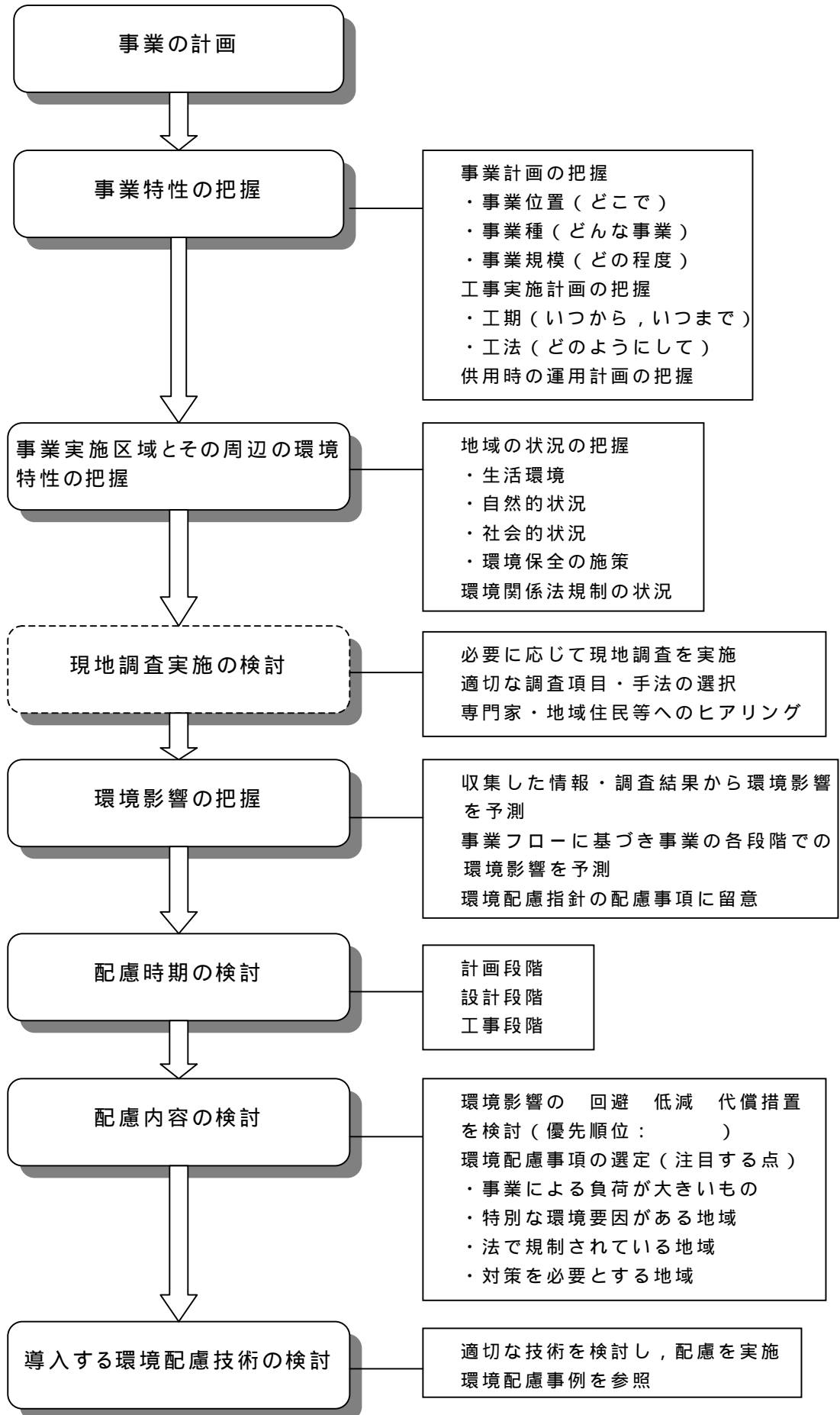



図7 【 環境影響の回避・低減・代償の考え方 】

優先順位	環境保全措置	内 容	イメージ図
	回避	<p>行為（環境影響要因となる事業行為）の全体または一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。</p> <p>重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>具体的には、事業内容の変更（一部中止）、事業実施区域やルートの変更など。</p> <p>影響要因又はそれによる生態系への影響を発現させない措置。</p>	 <p>保全対象及びその影響範囲を回避</p>
	低減	<p>低減には、「最小化」、「修正」、「軽減」といった環境保全措置が含まれる。</p> <p>「最小化」とは、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化すること。</p> <p>「修正」とは、影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復することにより影響を修正すること。</p> <p>「軽減」とは、行為期間中生じる影響を、環境の保護及び維持管理により、軽減させる又はなくすこと。</p> <p>何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p>	 <p>保全対象を回避し、影響を最小限にする</p>
	代償	<p>損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出することなどにより、環境保全の観点からの価値を代償するための措置。</p> <p>消失する、又は影響を受ける環境（生態系）にみあう価値の場や機能を新たに創出して、全体としての影響を緩和させる措置。</p>	 <p>保全対象の代替を設ける</p>



：保全対象



：選定したルート



：予定されていたルート